

計 画 の 推 進 体 制

第1節 関係機関の連携

本計画を推進していくにあたって、地域全体で子育てを支援していく体制づくりを進めるとともに、市民が一体となり、県・市をはじめとする関係行政各機関の連携・調整のもとで、家庭、学校、地域、事業者等がそれぞれの役割を担いながら協力しあい、施策の積極的な展開を図ります。

第2節 社会経済情勢等に対応した計画の推進

本計画の推進にあたっては、子どもや子育て家庭を取り巻く環境、経済・社会情勢、国の政策動向等、様々な状況の変化に柔軟に対応しながら着実な推進に努めます。

また、本計画における事業の目標は、市民ニーズの変化や国における新たな施策等にも適切に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

目 標 事 業 量

子育て支援サービス項目	事業概要	平成17年度 実施事業量等	平成21年度 目標事業量
通常保育事業	保護者が働いていたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において十分保育することができない児童を、家庭の保護者に代わって保育を行います。	19 か所 2379 人	17 か所 2339 人
延長保育事業	通常の開所時間（11 時間）の前後に、さらに概ね 30 分以上の保育を行います。	9 か所 154 人	17 か所 290 人
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等のため、昼間家庭にいない概ね 10 歳未満の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	8 か所 210 人	9 か所 275 人
子育て短期支援事業 （ショートステイ）	保護者の病気や仕事等の社会的理由により、一時的に児童の養育ができないときに児童養護施設等において一定期間（7 日程度）預かり、保護者に代わって一時的に児童の養育を行います。	3 か所 3 人	4 か所 4 人
子育て短期支援事業 （トワイライトステイ）	保護者が仕事等の事由によって帰宅が恒常的に夜間になるため、児童を児童福祉施設等に通所させ、生活指導、食事の提供等を行います。	3 か所 3 人	4 か所 4 人
一時保育事業	保護者の冠婚葬祭・病気、急な仕事が入ったときの緊急的保育サービスとして、一時的に児童を保育所で保育します。	6 か所 396 日	7 か所 450 日
地域子育て支援センター事業	地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行います。	2 か所	4 か所
つどいの広場事業	主に 3 歳未満児を持つ保護者に対して保護者同士の交流の場を提供し、子育て不安の軽減や仲間づくりの支援を行います。	0 か所	2 か所